

請 願 書

2022 年 2 月 16 日

宍粟市議会議長
飯田 吉則 様

請願団体

住 所 宍粟市一宮町伊和 295-1

団 体 名 市民オンブズマン「オーブン」
代表者名 中野 眞一

紹介議員 宍粟市議会議員 前田 佳重



「水道料金を値上げせず、一般会計から水道事業特別会計に繰入を求める意見書」

の提出を求める請願書

1. 請願の趣旨

昨年 11 月のパブリックコメント募集に際して示された水道ビジョンには、このままでは令和 8 年度に留保資金が枯渇してしまいます。この事態を回避するため、令和 5 年、令和 15 年に料金改定を実施し、令和 20 年度時点で「経常収支比率 100%」を達成し、収支黒字化とすることを目標とした料金改定水準案として、令和 5 年 22% 増。令和 15 年 20% 増。とあります。

現行：口径 13mm で 20 m³ 使用した場合は 1,980 円（基本料金 10 m³）+154 円×10 m³（超過料金）=3,520 円。
改定（案）：口径 13mm で 20 m³ 使用した場合は 2,420 円（基本料金 10 m³）+187 円×10 m³（超過料金）=4,290 円。
4,290 円－3,520 円=770 円←値上げ額（月額） 兵庫県下で 4 番目に高い水道料金となります。

水道事業特別会計の収支が悪化しており、改善が必要です。しかし、必ずしも料金値上げしないと収支が改善できない訳ではありません。

【地方自治法】

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。とあります。

※住民の福祉とは社会全体に共通する幸福・利益。みんなが幸せになれるように取り組む活動や仕組みです。公共の事業は利益が目的でなく住民の福祉の増進が目的となります。

【水道法】

第一条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的にならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。とあります。水道法は安全・安定・安価が原則だと云えます。

【地公企法第 17 条の 2】二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費。とあります。
一般会計等からの繰入れが可能であるとされています。

【安定した水道事業経営の実現に向けた提言】

平成 30 年 11 月 宍粟市水道事業経営審議会

4 経営審議会からの提言

⑥一般会計からの繰入金の検討

山間部であるという地形的要因と、大口利用者が少ないという構造的要因から、一般家庭における水道料金は他団体と比べて高くなっている。水道事業の受益者は市民全体に及ぶことから、市の政策のひとつとして、今後、料金改定率を抑えるために、水道会計への追加補助が実施できないか検討願いたい。とあります。

また、「宍粟市に来て、水道料金はこんなに高いのに驚いた」「水の豊富なところなのに、どうしてこんなに水道料金が高いのか」など多くの市民の声を聞きます。

以上のことから

現状の水道料金を維持するために、繰出基準外の繰入金を一般会計から水道事業特別会計に入れれば料金を値上げせずに済みます。

地方公共団体の目的は、住民の福祉の増進です。今回の水道料金の改定（案）は収益（赤字）の解消が目的になっています。また、水道法は「清浄にして豊富低廉な水の供給」とあります。現行でも県下では高額な料金になっているにもかかわらず、さらに料金値上げすれば、県下で口径 13 mm が 4 番目、20 mm では 2 番目に高い水道料金になります。水は生活に欠かすことのできないものです。水道料金の値上げは生活のコスト増加に繋がります。移住者が移住先を選ぶ際、水道光熱費も選択肢の一つにもなっています。

広域連携の推進や国への財政措置等の要請を行って財源確保に努めて頂き、住みやすい街として住民の声を反映させ、住民福祉の増進を目的として低廉な水を供給するために、現行の水道料金を値上げすべきではないと考えます。

こうした観点から、地方自治法 124 条の規定により、お願いいたしますので
下記内容とする意見書を市長に提出することを要望致します。

記

2. 請願の項目

I. 水道料金を値上げせず、一般会計から繰入を行い水道事業特別会計の収支を黒字にすること。